所得税法施行令の一部を改正する政令要綱

1　交通用具使用者の通勤手当についての所得税の一月当たり非課税限度額を次のとおり引き上げる。（第二十条の二関係）

項　　目	改　正　後	改　正　前
（１）通勤距離が片道十キロメートル以上十五キロメートル未満の者	七千三百円	七千百円
（２）通勤距離が片道十五キロメートル以上二十五キロメートル未満の者	一万三千五百円	一万二千九百円
（３）通勤距離が片道二十五キロメートル以上三十五キロメートル未満の者	一万九千七百円	一万八千七百円
（４）通勤距離が片道三十五キロメートル以上四十五キロメートル未満の者	二万五千九百円	二万四千四百円
（５）通勤距離が片道四十五キロメートル以上五十五キロメートル未満の者	三万二千三百円	二万八千円
（６）通勤距離が片道五十五キロメートル以上の者	三万八千七百円	三万千六百円

2　この政令は、令和七年十一月二十日から施行する。（附則第一項関係）